

豊島区建設工事等の契約に係る競争入札参加資格 における区内の事業者取扱基準の実施について

平成 22 年 6 月 16 日

総務部長決定

改正 平成 26 年 3 月 3 日

改正 平成 26 年 12 月 26 日

改正 令和 6 年 9 月 20 日

(趣旨)

第 1 条 この取扱基準の実施は、豊島区建設工事等の契約に係る競争入札参加資格における区内の事業者取扱基準（平成 22 年 6 月 16 日 総務部長決定。以下「基準」という。）第 8 条に基づき、区内の事業者として取扱いをするうえで必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この取扱基準の実施において使用する用語の意義は、基準において使用する用語の例による。

(取扱要件)

第 3 条 基準第 3 条第 1 項各号に規定する書類に基づく取扱要件の確認は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 豊島区に本店、支店、営業所等を有する届出書（別記第 1 号様式。以下「店舗届出書」という。）
- (2) 建設業の許可及び技術者に関する届出書（別記第 2 号様式。以下「許可等届出書」という。）
- (3) 基準第 3 条第 1 項第 3 号の支店、営業所等を設置した日を明らかにできる書類は、次のとおりとする。

ア 東京都内に事業所を有しないものが新たに区内に支店、営業所等を置いた場合は、法人設立・設置届出書（東京都都税条例施行規則第 32 号様式（乙）その 1）の写し又は東京都税事務所が発行する事業開始等申告書提出済証明書

イ 東京都内に事業所を有するものが新たに区内に支店、営業所等を設置した場合は、異動届出書（東京都都税条例施行規則第 32 号様式（乙）その 2）の写し又は東京都税事務所が発行する事業開始等申告書提出済証明書

- (4) 基準第 3 条第 1 項第 4 号の支店、営業所等の代理人名義で入札参加資格を有する業種に係る契約（官公署、民間）を締結し、履行を完了していることを明らかにできる書類は、支店、営業所等に置かれている代理人名義の契約書

の写しとし、必要に応じて工事完成後の写真の提出を求める。

- (5) 基準第 3 条第 1 項第 5 号に規定する総務部長が必要と認める書類（以下「その他提出書類」という。）は、別表に定めるものとする。

2 基準第 3 条第 3 項に規定する取扱要件としての本店、支店、営業所等の実態の確認は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 本店、支店、営業所等の建物外部又は入口ドア等に看板を掲出し、独立した事務所としての形態を整えていること（他社と同居的な間仕切りのみの形態は、要件に該当しないものとし、本店、支店、営業所等と住宅を併用している場合は、本店、支店、営業所等の実態を調査のうえ総合的に判断する。）。
- (2) 本店、支店、営業所等に営業活動を行い得る人的配置がなされていて、かつ、責任者が存在し常駐していること（人的配置がなく、かつ、配置人員が他の事務所等と兼務となっていて、実態調査時に不在の状態が 2 回以上確認された場合は、要件に該当しないものとする。）。
- (3) 本店、支店、営業所等に登録業種に係る建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号に規定する専任の技術者を常駐で配置していること。
- (4) 本店、支店、営業所等に常時連絡がとれる体制となっていること（不在転送電話、取次ぎ要員又は連絡員のみを配置していると確認できた場合には、要件に該当しないものとする。）。
- (5) 本店、支店、営業所等の公共料金（電気、ガス、水道、電話等）のその供給者への直近の支払いが本店又は支店、営業所等の標記でなされていること（本店、支店、営業所等と住宅を併用している場合は、本店、支店、営業所等の実態を調査のうえ総合的に判断する。）。

（実態調査）

第 4 条 基準第 4 条に規定する実態調査は、複数名で行うこととし、次に掲げる事項に留意し、実態調査時は、本店、支店、営業所等の関係者であることの確認を行い、了解を得てから調査を開始するものとする。

- (1) 調査項目は、店舗届出書、許可等届出書及びその他提出書類（次号において「調査書類」という。）に記載された項目並びに第 3 条第 2 項の本店、支店、営業所等の実態の確認事項とすること。
- (2) 調査書類の内容及び第 3 条第 2 項の本店、支店、営業所等の実態を客観的に確認するための調査であることを相手方へ説明すること。
- (3) 調査の結果判断については、現場では言及しない。
- (4) 調査の際、今後の発注を予告するなど公正を害する恐れのある入札に関する情報を漏洩しないこと。
- (5) 専任技術者の常駐について、必ず氏名等を確認すること。

- 2 実態調査時の写真撮影は、人物が写らないよう行うこと。
- 3 実態調査を実施した場合は、その調査記録を作成し、保管するものとする。

(改善指導)

第 5 条 基準第 5 条第 1 項に規定する必要な改善指導は、改善指導通知書（別記第 3 号様式）による。

- 2 基準第 5 条第 1 項に規定する報告は、改善報告書（別記第 4 号様式）による。

(区内事業者の取扱い停止措置)

第 6 条 ①基準第 7 条第 1 項に規定する指名停止を重ねて受けた場合とは、1 回目の指名停止措置期間満了後、3 か年を経過するまでの間に、2 回目の指名停止措置要件に該当することとなったときとする。

②区内事業者の取扱い停止措置に係る事項は豊島区指名業者選定委員会において審議する。

附 則

この運用方針は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 26 年 3 月 3 日から施行する。

附 則

この運用方針は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この運用方針は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条第 1 項第 5 号関係）

総務部長が必要と認める書類一覧表

- | |
|---|
| <p>1 支店、営業所等の土地建物の権利を証明する次の書類</p> <p>(1) 支店、営業所等が自社所有の場合は、不動産登記簿謄本の写し又は固定資産税評価証明書の写し</p> <p>(2) 支店、営業所等が賃貸物件の場合は、不動産賃貸借契約書の写し（会社が事務所として借主となっていること。）</p> <p>2 建設業の許可申請書及び別表（受付印のあるもの）の写し</p> |
|---|

別記第 1 号様式（第 3 条第 1 項第 1 号関係）

東京電子 自治体 共同運営	受付番号								
	有効期限	年 月 日							

豊島区に本店、支店、営業所等を有する届出書

年 月 日

豊 島 区 長 様

本店所在地

商号又は名称

代表者(代理人)氏名 ⑩
(営業所等の登録の場合は、その名称、営業所長名、印鑑)

※以下は、本店は本店の、支店等は支店等について記入して下さい

会 社 名	(フリガナ)	支 店・ 営業所名 (設置年月日)	年 月 日設置
所 在 地	豊島区		
電 話 番 号	()	F A X	()
職 員 数	人	(内訳) 技術職員： 人 事務職員等その他の職員： 人	

＊ 職員数は、本店又は支店・営業所単位のもので、そこで常勤で勤務する職員数です。
(会社全体の人数ではありません)

《注意事項》

1. この届出書は、豊島区に本店、支店、営業所等を有する事業者(以下「区内の事業者」という。)が『区内の事業者』の取扱いを受ける場合に提出してください。
※本店とは、登記簿上の本店(法令等で許可等の必要な業種については、許可を受けた本店)をいう。
提出後、所在地等を変更した時は、再度提出が必要になります。

2. 添付書類

(1) 次の写真を裏面に添付してください

- ① 本店、支店、営業所等の外観の写真(看板等を入れて社名のわかるもの) 1 枚
- ② 本店、支店、営業所等の内部の写真 1 枚

(2) 支店、営業所等で登録する場合は、次の書類を添付してください(本店登録者は必要ありません)

- ①事業所が賃貸借物件の場合:家屋賃貸借契約書等の写し
- ②事業者が自社所有物件の場合:不動産登記簿謄本の写し
- ③支店、営業所等の設置年月日を確認できる書類
 - ・法人設立・設置届出書(東京都都税条例施行規則第 32 号様式(乙)その 1)
 - ・異動届出書(東京都都税条例施行規則第 32 号様式(乙)その 2)
 - ・東京都税事務所が発行する事業開始等申告書提出済証明書
- ④支店、営業所等に置かれている代理人名義の契約書の写し

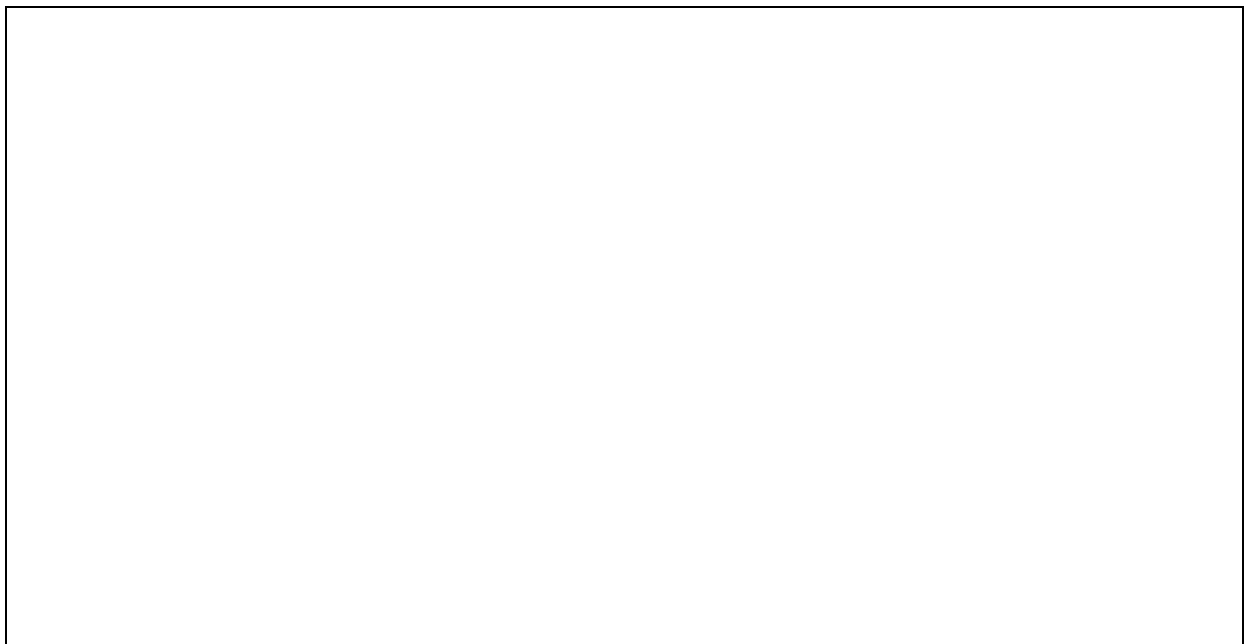
3. この届出書に基づき、予告せずに実態調査を行う場合があります。調査の結果、実態と記載内容が相違している場合は、入札参加停止等措置を行う場合もありますので、あらかじめご了解願います。
4. なお、この届出書が月の 20 日までに区に届き、当該月の 25 日までに書類の不備等の連絡がなかった場合は、当該月の翌月から『区内の事業者』として取扱います。

☐ 本店、支店、営業所等の外観写真 1 枚

* 看板等を入れて写すことで社名がわかるようにしてください。1 枚で足りない場合は、複数枚添付してください。



☐ 本店、支店、営業所等の内部の写真 1 枚



別記第 2 号様式（第 3 条第 1 項第 2 号関係）

東京電子 自治体 共同運営	受付番号								
	有効期限	年 月 日							

建設業の許可及び技術者に関する届出書

年 月 日

豊 島 区 長 様

会社名

代表者(代理人)名 印

(営業所等の登録の場合は、その名称、営業所長名、印鑑)

この届出書は、豊島区に本店又は支店、営業所等を有する事業者が、『区内の事業者』の取扱いを受ける場合に必要です。東京電子自治体共同運営電子調達サービスの入札参加資格新規申請時及び所在地等変更時に、区へ提出してください。

記入にあたっては、本店であれば本店の、支店、営業所等であれば支店、営業所等の許可、技術者について記入してください。

1. 建設業の許可

① 許可番号及び許可業種 (該当するものに○をつける)

許可 番号	大臣・知事	許可 業種	特定	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ほ し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清
	特・般一()		一般	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 夕 鋼 筋 ほ し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清
	第()号			

② 添付書類

支店、営業所等で届出をする場合のみ、建設業許可申請書別表[許可申請書の副本]の写しを添付してください。営業所の許可業種を確認させていただきます。なお、本店での届出事業者は添付する必要はありません。

2. 技術職員数

- 本店であれば本店の、支店、営業所等であれば支店、営業所等の常勤で勤務する技術者数
- 技術職員は建設業法第 7 条第 2 号イ、ロ若しくはハ又は同法第 15 条第 2 号イ若しくはハに該当するものの人数を記載する。

技術職員数（実人員）	人	〔監理技術者： 人 主任技術者： 人〕
------------	---	---------------------

3. 技術者名簿

- 2 で記載した技術職員実人数分について記入すること。
(記入欄が足りないときは用紙をコピーしてください。)
- 監理技術者から順に記入し、監理技術者資格者証の交付番号を () 内に記入すること。(資格者証の写しの添付は不要)
- 該当する技術者の種類について○で囲み、その資格について記載すること。

(ふりがな) 氏 名	○で囲んでください。 (資格者証交付番号)	取 得 資 格
	監理・主任 ()	
	監理・主任 ()	
	監理・主任 ()	
	監理・主任 ()	
	監理・主任 ()	
	監理・主任 ()	
	監理・主任 ()	
	監理・主任 ()	
	監理・主任 ()	
	監理・主任 ()	

監理：監理技術者資格者証をもつもの

() 内に監理技術者資格者証の交付番号を記入する。

主任：監理技術者以外の者で、主任技術者として配置することができるもの

《記入例》

としま たろう 豊島 太郎	監理・主任 (○○○○○○○○○)	1 級土木施工管理技士 1 級造園施工管理技士 など
おおつか じろう 大塚 二郎	監理・主任 ()	2 級土木施工管理技士 第 1 種電気工事士 給排水衛生設備配管 (1 級) など
めじろ はなこ 目白 花子	監理・主任 ()	法第 7 条第 2 号イ、ロに該当するものなど

別記第 3 号様式（第 5 条第 1 項関係）

改 善 指 導 通 知 書

年 月 日

営業所等名称

代理人氏名

豊島区長

貴社については、「豊島区建設工事等の契約に係る競争入札参加資格における区内事業者取扱基準（以下「基準」という。）」に基づき調査を行った結果、区内の事業者として疑義が生じたため、下記のとおり改善指導を行います。

記

1. 改善指導

2. 確認書類（提出書類）

3. 提出場所及び期日

豊島区役所総務部契約課契約係

年 月 日（ ）

4 改善するまで貴社の取扱い

基準第 5 条により、区内の事業者としての実態が確認されるまで、区内の事業者として取扱いはしません。

別記第 4 号様式（第 5 条第 1 項関係）

改 善 報 告 書

年 月 日

豊 島 区 長

本店所在地

商号又は名称

代表者(代理人)氏名

印

年 月 日 豊島区建設工事等の契約に係る競争入札参加資格における
区内事業者取扱基準第 5 条第 1 項に基づき求められた報告は、下記の通りです。

記

1. 指摘事項

(1)

(2)

(3)

2. 指摘事項に対する報告